

# 第9次高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画の実績

令和3年度～令和5年度の実績

## 施策の体系

### 基本理念

みんなで支え合う地域社会の実現

～ぬくもりある地域包括ケアの推進～

### 基本方針

高齢者の誰もが、いつまでも元気で、いきいきと安心して自分らしく白鷹町で過ごすことができるよう支援します。

生活の多様化からの複合化、複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を地域の実情に合わせて行うことができる施策を進めます。

また、認知症高齢者本人やその家族等関わる方への支援となるよう、認知症への理解を深めながら、早期診断、早期対応による適切な支援・対応を実施する体制の推進を続けます。

これからも、地域において、すべての人が安心して生活できるよう、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち互いに助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて、協力し、見守り、支え合いを広げます。

### 施策の体系

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ○健康寿命の延伸   | ○多様なサービスの提供と適正化      |
| ○地域包括ケアの推進 | ○高齢者向けの住まい           |
| ○認知症施策の推進  | ○地域での見守りと災害対応及び感染症対策 |

## 施策の実績

令和3年度から令和5年度までに実施した介護保険等高齢者支援事業の実績です。なお、令和5年度の値については上半期の実績をふまえた見込値を記載しています。

### ○健康づくり事業の主な実績

事業名等		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
健康 診 査	後期高齢者健診	受診者数(人)	532	505	510	
	特定健康診査	受診者数(人)	878	783	750	
	特定保健指導	受診者数(人)	29	20	30	
	がん 検 診	胃がん検診	受診者数(人)	641	633	630
		大腸がん検診	受診者数(人)	1,332	1,344	1,350
		子宮がん検診	受診者数(人)	379	357	350
		乳がん検診	受診者数(人)	441	418	410
	肺がん検診	受診者数(人)	1,528	1,519	1,510	
人間ドック		受診者数(人)	911	878	860	
教育 健康	健診結果説明会	参加者数(人)	中止	30	50	
接 種 予 防	高齢者インフルエンザワクチン	接種者数	2,779	2,746	2,500	
	高齢者肺炎球菌ワクチン	接種者数	156	113	100	
づ く り 心 の 健 康	ふれあい訪問	訪問のべ人数(人)	25	24	24	
	こころの健康相談	来所相談者数(人)	6	5	10	
	こころのサポーター養成	研修参加者数(人)	57	11	50	
歯周疾患検診		受診者数(人)	30	27	40	

○介護予防事業の主な実績

事業名等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス（従前相当）	延利用人数（人）	132	125	118
訪問型サービスA	登録人数（人） 利用時間	1 48		
通所型サービス（従前相当）	延参加人数（人）	743	715	618
通所型サービスA（八乙女げんき塾）	延参加人数（人）	1,367	1,193	2,140
通所型サービスA（元気パワーアップクラブ）	延参加人数（人）	595	613	1,326
通所型サービスC	延参加人数（人）	45	6	196
通所型サービスB（つどいの場）	開設か所	2	2	2
一般介護予防事業（元気わくわく教室事業）	延参加人数（人）	2,419	2,245	2,104
一般介護予防事業（元気ワンダフル教室）	延参加人数（人）	383	311	518
ふれあいいきいきサロン活動支援	開設か所	28	27	25
パレス松風健康づくりサロン	延参加人数（人）	28	0	90

- 訪問型サービスA、高齢者元気クラブサロンは令和3年度を持って事業終了。
- 通所型サービスCは、令和4年度は新型コロナウイルス感染症防止の為事業中止。
- 一般介護予防事業（元気わくわく教室以外）は、令和3.4年度は隔週での開催、令和5年度は毎週開催。

○包括的支援事業・任意事業の主な実績

事業名等		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実態把握事業（おたっしや訪問）	訪問人数（人）	209	233	268
認知症初期集中支援事業 物忘れ相談事業	訪問延件数（件） 参加人数（人）	37 7	65 6	62 6
認知症カフェ実施事業（のどかカフェ）	実施か所	1	1	1
地域ケア会議推進事業	開催回数	12	12	12
家族介護者交流事業	参加人数（人）	6	4	10
福祉用具・住宅改修支援事業	件数（件）	5	4	5
認知症サポーター等養成事業	受講人数（人）	250	243	255
チームオレンジ	チーム数		1	1
地域生活あんしんネットワーク事業	設置件数（件）	17	14	13

○相談、介護予防プランの事業実績

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談事業	延人数（人）	4,096	4,521	5,120
介護予防プラン作成	延件数（件）	1,458	1,427	1,362

○市町村特別給付費の事業実績

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
おむつ支給	延配布世帯数（世帯） 事業費（千円）	733 2,444	717 2,526	670 2,381

○地域支援事業費の状況

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
計 画 値	82,379	82,679	83,339	248,397
実 績	64,090	62,906	79,871	206,867
達 成 率	77.8%	76.1%	95.8%	83.3%
実績の伸び率		98.1%	127%	

○要介護認定者数の状況

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
計 画 値	887	885	880	2,652
実 績	883	876	852	2,611
達 成 率	99.6%	99.0%	96.8%	98.5%
実績の伸び率		99.2%	97.3%	

○居宅サービスの実績

サービス名		介護給付サービス			介護予防給付サービス		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	(回/年)	10,548	6,486	5,836			
訪問入浴介護	(回/年)	241	230	278	0	0	2
訪問看護	(回/年)	1,487	1,258	1,470	7	0	0
訪問リハビリ	(回/年)	869	879	588	252	198	48
居宅療養管理指導	(人/年)	897	897	1,144	75	107	56
通所介護	(回/年)	16,454	16,102	14,380			
通所リハビリテーション	(回/年)	7,310	6,264	6,912	2,309	2,310	2,148
短期入所生活介護	(日/年)	12,478	10,864	8,888	125	128	116
短期入所療養介護（老健）	(日/年)	1,170	1,090	1,478	51	110	84
短期入所療養介護（療養型）	(日/年)	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	(人/年)	150	149	142	23	24	24
福祉用具貸与	(人/年)	2,397	2,557	2,516	590	650	736
居宅介護福祉用具購入費	(人/年)	38	59	50	9	8	10
居宅介護住宅改修費	(人/年)	27	25	24	11	13	12
居宅介護支援	(人/年)	4,121	4,068	4,014	891	912	952

○施設サービスの実績

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人/年	1,514	1,545	1,504
	人/月	126	129	125
介護老人保健施設	人/年	1,004	1,018	934
	人/月	84	85	78
介護療養型医療施設	人/年	75	91	98
	人/月	6	8	8

○地域密着型サービスの実績

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	19	14	12
地域密着型介護老人福祉施設	人/年	359	359	372
地域密着型通所介護	回/年	2,294	1,959	2,988
小規模多機能型居宅介護	人/年	125	247	288
認知症対応型共同生活介護	人/年	12	12	12

標準給付費の実績

(単位：円)

標準給付費	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費 (A)	1,313,108,988	1,324,541,092	1,310,467,826	3,948,117,906
特定入所者介護サービス費等給付額 (B)	91,083,310	81,868,588	78,400,874	251,352,772
高額介護サービス費等給付額 (C)	29,307,348	30,062,944	27,813,534	87,183,826
高額医療合算介護サービス費等給付額 (D)	4,151,816	3,738,684	5,486,322	13,376,822
算定対象審査支払手数料 (E)	1,312,157	1,311,591	1,305,652	3,929,400
標準給付費合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)= (F)	1,438,945,151	1,441,522,899	1,461,942,408	4,342,410,458

○標準給付費の状況

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
計画値	1,601,174	1,600,068	1,599,158	4,800,400
実績	1,438,945	1,441,523	1,461,942	4,342,410
達成率	89.87%	90.09%	91.42%	90.46%
実績の伸び率		100.18%	101.42%	

## ○介護サービスの総給付費の実績

(単位：円)

サービス項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護サービス費用	(1) 居宅サービス	<b>409,075,431</b>	<b>394,104,067</b>	<b>372,804,774</b>
	訪問介護	29,148,423	29,056,175	25,439,834
	訪問入浴介護	2,953,746	2,834,307	3,467,484
	訪問看護	8,880,481	8,348,769	9,068,120
	訪問リハビリテーション	2,422,098	2,454,930	3,287,718
	居宅療養管理指導	4,496,703	4,627,751	4,907,270
	通所介護	130,056,872	131,998,419	113,393,558
	通所リハビリテーション	67,091,913	59,432,856	66,643,396
	短期入所生活介護	95,592,941	84,626,504	70,378,560
	短期入所療養介護	12,040,079	11,099,583	14,910,314
	特定施設入居者生活介護	25,418,862	25,491,483	26,855,640
	福祉用具貸与	29,970,795	32,699,921	33,251,004
	特定福祉用具購入費	1,002,518	1,433,369	1,201,876
	(2) 地域密着型サービス	<b>136,727,547</b>	<b>152,815,131</b>	<b>231,962,434</b>
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,035,519	2,238,318	1,907,226
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	13,481,196	9,904,878	15,126,188
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	21,944,439	43,386,750	56,235,852
	認知症対応型共同生活介護	3,189,267	3,215,448	3,705,840
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	94,077,126	94,069,737	95,641,236
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 住宅改修	2,822,770	2,190,259	1,367,690	
(4) 居宅介護支援	57,012,259	56,121,333	57,978,402	
(5) 介護保険施設サービス	<b>680,921,130</b>	<b>691,932,472</b>	<b>679,030,744</b>	
介護老人福祉施設	405,350,119	414,777,446	415,120,918	
介護老人保健施設	254,015,903	253,512,224	239,203,188	
介護療養型医療施設	21,555,108	23,642,802	24,706,638	
介護サービス費用(小計)→(I)	<b>1,286,559,137</b>	<b>1,297,163,262</b>	<b>1,283,797,952</b>	
介護予防サービス費用	(1) 居宅サービス	<b>20,813,490</b>	<b>21,664,837</b>	<b>21,977,100</b>
	介護予防訪問入浴介護	0	0	20,538
	介護予防訪問看護	83,493	0	0
	介護予防訪問リハビリテーション	704,754	550,926	266,112
	介護予防居宅療養管理指導	389,205	509,886	280,944
	介護予防通所リハビリテーション	12,942,045	12,695,887	13,117,104
	介護予防短期入所生活介護	777,600	801,288	687,582
	介護予防短期入所療養介護	477,306	993,159	776,628
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,675,269	1,364,121	1,574,532
	介護予防福祉用具貸与	3,593,959	4,559,490	5,253,660
	介護予防福祉用具購入費	169,859	190,080	0
	(2) 地域密着型サービス	<b>388,449</b>	<b>142,290</b>	<b>0</b>
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	388,449	142,290	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	1,257,054	1,402,143	115,086	
(4) 介護予防支援	4,072,390	4,168,560	4,385,760	
介護予防サービス費用(小計)→(II)	<b>26,531,383</b>	<b>27,377,830</b>	<b>26,477,946</b>	
総給付費 (I) + (II) (A)	<b>1,313,090,520</b>	<b>1,324,541,092</b>	<b>1,310,275,898</b>	

資料

# 町内サービス事業所一覧 (サービスごと・50音順)

令和6年3月31日時点

事業所名	住 所	電話番号 FAX番号
<b>居 宅 介 護 支 援</b>		
ウェルリンク白鷹	十王4615	87-0690 87-0690
白鷹町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	荒砥甲488	86-0150 86-0155
白光園指定居宅介護支援事業所	荒砥甲377	85-6666 85-6667
みゆき指定居宅介護支援事業所	十王5087-1	85-5536 85-1158
<b>介 護 予 防 居 宅 介 護 支 援</b>		
白鷹町地域包括支援センター	荒砥甲488	86-0112 86-0115
<b>福 祉 用 具 貸 与・特 定 福 祉 用 具 販 売</b>		
ヘルズ	荒砥乙734-13	86-0350 86-0351
<b>居 宅 療 養 管 理 指 導</b>		
あらと調剤薬局	荒砥甲1057-6	86-0066 86-0067
五十嵐歯科医院	荒砥甲955	85-2075 85-2095
大森医院	荒砥乙3282	85-3636 85-3636
佐藤歯科医院	荒砥乙1018	85-2422 85-2467
しらたか調剤薬局	荒砥甲624-2	86-0033 86-0032
白鷹町立病院	荒砥甲501	85-2155 85-2274
十王調剤薬局	十王5059-16	87-2289 87-2293
多田医院	荒砥甲1055	85-2007 85-6583
新野医院	鮎貝1077	85-2263 85-2216
横沢医院	横田尻5379-1	87-2207 87-2221
<b>訪 問 看 護</b>		
白鷹町立病院	荒砥甲501	86-0123 86-0125

事業所名		住所	電話番号 FAX番号
訪問リハビリテーション			
白鷹町立病院		荒砥甲501	85-2155 85-2274
介護老人保健施設白鷹あゆみの園		十王5087-1	85-5678 85-6888
通所介護			
白鷹介護サービスセンターふれあいの里		畔藤5049	85-3332 85-3517
白光園デイサービスセンター		荒砥甲377	85-0033 85-0050
通所リハビリ			
介護老人保健施設白鷹あゆみの園		十王5087-1	85-5678 85-6888
みゆき通所リハビリテーション		十王5059-13	85-5533 85-1158
短期入所生活介護			
特別養護老人ホーム白光園	20床	鮎貝108	85-1511 85-1513
特別養護老人ホーム マイスカイ中山	11床	中山2760	85-6636 85-6637
短期入所療養介護			
介護老人保健施設白鷹あゆみの園		十王5087-1	85-5678 85-6888
介護老人福祉施設			
特別養護老人ホーム 白光園	120床	鮎貝108	85-1511 85-1513
介護老人保健施設			
介護老人保健施設白鷹あゆみの園	100床	十王5087-1	85-5678 85-6888

地域密着型サービス事業所			
地域密着型通所介護			
リハビリデイサービスすがい		荒砥甲726-3	87-0883 87-0883
小規模多機能型居宅介護			
ケアセンターとこしえ鮎貝		鮎貝1141-1	85-6177 85-6178
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
特別養護老人ホーム マイスカイ中山	29床	中山2760	85-6636 85-6637

# 用語解説(50音順)

## あ行

### アウトリーチ

訪問なども含め、さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けることです。

### アセスメント

事前評価、初期評価のことです。必要な援助の見通しを立てるため、介護サービス、福祉サービスの利用者の身体機能や直面している問題を事前に把握・評価するものです。

### ACP (アドバンス・ケア・プランニング)

人生の最終段階で受ける医療及びケアについて、患者本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、患者本人の意思決定を支援するプロセスです。人生会議ともいわれるものです。

### SDGs

国連サミットにおいて、日本を含む193か国の合意により採択された国際社会全体の目標です。17のゴール(目標)と169のターゲット(取組)から構成されています。

### いきいき百歳体操

平成14年に高知市が開発した、ゆっくりとした動きや椅子に座っての動きが中心の筋力向上のための体操で、介護予防効果を実証されている体操です。また、同じ地区に住んでいる方が身近なコミュニティセンター分館などに集まって行えるため、地域での見守り、助け合いのきっかけとしても効果が期待されます。

## か行

### 介護給付費準備基金

保険財政の「黒字」分として町の「介護給付費準備基金」に積み立てられたもので、積み立てられた基金を次期の保険料算定の際に繰り入れることで、保険料を低く設定することができます。

### 介護保険事業計画

介護保険事業の円滑な推進に向けて、各年度におけるサービス種類ごとの利用量の見込みや事業費などを定める計画です。

### 介護保険制度

平成9年成立の介護保険法に基づき、平成12年4月に施行されました。保険者は市町村および特別区であり、被保険者は、第1号被保険者が市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方、第2号被保険者が市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入

者です。介護サービスはこの保険料や公的資金を財源として提供されます。

### **介護保険法**

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となった方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供を行うため、国民の協同連帯の理念に基づき、平成9年に制定されました。

### **介護予防**

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うことです。

### **介護予防ケアプラン**

介護予防のための介護援助計画（ケアプラン）です。

### **介護予防・日常生活支援総合事業**

介護保険法第115条の45条第1項に規定された事業で、第8期介護保険事業計画期間で実施する事業となっています。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

### **かかりつけ医機能**

身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能。令和5年に医療法が改正され、定義が法定化されました。令和7年4月施行。併せて、患者が選びやすいよう、都道府県が各医療機関から報告を受け、それぞれの役割などを公表する仕組みなどが設けられました。

### **ケアハウス**

老人福祉法に基づく居住施設です。60歳以上の一人暮らしなどの高齢者が自立した生活を維持できるように配慮されたケアサービス付きの施設をいいます。

### **ケアプラン**

介護保険において要介護と認められた要介護者に対し作成される援助計画で、介護サービス計画とも言います。居宅や施設における介護計画の作成及びこれに伴うサービスの連絡・調整と管理を行います。

### **ケアマネジメント**

生活のさまざまな面で援助を必要とする利用者に対し、一人一人のニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保険・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整することです。

### **ケアマネジャー**

介護が必要な方が適切なサービスを利用できるように支援する専門職です。利用者やその家

族の相談に応じたり、市町村や居宅サービス事業所、介護保健施設などと連絡・調整、ケアプランを作成したりなどを行います。

### **健康寿命**

「あと何年自立して健康に暮らせるか」を表わすもので、心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間のことです。

### **健康づくり推進員協議会**

生活習慣病予防や健康増進に関する基礎知識を習得し、地域の中で健康づくり推進のための母体となるボランティア団体です。地区活動として、減塩活動の推進や健康づくり教室を開催しています。

### **言語聴覚士**

STとも言い、ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職です。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応します。ことばによるコミュニケーションの問題の本質や発言メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行います。

### **権利擁護**

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明することをいいます。

### **コア会議**

虐待の相談、通報・届出があった場合に、緊急性の判断、今後の支援方針を決定するため行政、地域包括支援センター合同で開催する会議のことをいいます。

### **高額介護サービス費**

介護サービスを利用した場合の利用者負担が著しく高額とならないように、世帯や個人の負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻しされる費用です。支給を受けるためには、申請書の提出が必要です。

### **高額医療合算介護サービス費**

高額介護サービス費と同様に、介護保険と医療保険の利用者負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻しされる費用です。支給を受けるためには、申請書の提出が必要です。

### **後期高齢者**

75歳以上の高齢者のことをいいます。

### **後見人**

認知症などによって様々な生活上の判断が出来なくなった時に、本人に代わって財産管理などの法律行為や身上監護（入院・介護や福祉サービス等の利用、施設への入所など生活について配慮すること）などを行います。

## 公認心理師

こころの悩みを抱える人に対して、心理学の知識と技術をもって解決に向けた支援を行う専門家です。

## 高齢者虐待防止法

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、平成18年4月1日から施行されました。高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待、及び養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義されています。高齢者虐待は、1 身体的虐待、2 介護・世話の放棄、3 心理的虐待、4 性的虐待、5 経済的虐待の行為とされています。

## 高齢者保健福祉計画

保健サービスや生活支援サービスなど、高齢者の生活全般に関わる施策を総合的に定める計画です。

## 国保データベースシステム（KDB）

国保連合会が、保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の資料を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を保険者に提供し、保険者の効率的かつ効果的な保険事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムです。

## さ行

### サービス担当者会議

サービスを提供する事業所が集まり、本人、家族とケアプラン（介護予防プラン）について話し合う会議です。

### サービス調整会議

サービス事業所とケアマネジャーが、利用者のサービス利用の調整や情報交換を行う会議です。

## 作業療法士

OTとも言い、身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者の社会復帰能力の回復をはかる専門職です。日常生活動作や絵画、手工芸、園芸などを通じて訓練や治療・指導を行います。

## サルコペニア

高齢期にみられる骨格筋量の減少と、筋力もしくは身体機能の低下のことです。

## 事業対象者

65歳以上の方で、心身の状況、そのおかれている環境その他の状況から、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト（日常生活の様子や身体機能の状態、栄養状態、外出頻度などを確認する25項目の質問で構成されている。）」の実施により該当した方をいいます。

## 社会福祉士

心身の障がい又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある方の福祉に関する相談

に応じ、助言、指導を行います。

### **小規模多機能型居宅介護**

利用者のニーズに合わせたサービスを行う拠点です。デイサービスを中心とし、利用者の必要性に応じてデイサービスの時間を延長したり、家庭を訪問してホームヘルプサービスを行ったり、またショートステイも行うことができます。

### **推定食塩摂取量検査**

健診時の尿検査で、1日の推定食塩量を算出したものです。

### **生活機能**

人が生きていくために必要な機能。本人の状態、特に健康状態を把握（アセスメント）するために使うものです。「健康状態」の把握は、身体の機能（例えば視力の低下）や構造（水晶体の障がい）だけから判断するのではなく、本人の行動（家事はどのくらいできるのか、やっているのか）や社会参加（地域との関わりはどうか）なども加わります。

### **生活支援コーディネーター**

「地域支え合い推進員」とも言い、高齢者等が暮らしやすい環境を実現するために地域の方々と支えあう仕組みを考え、課題解決に向けた取り組みを行い、地域の高齢者支援全体をコーディネートする専門職です。

### **生活習慣病**

食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その疾患の発症・進行に関与する病気(疾患群)のことです。健康的な生活習慣を送ることで、その予防を図ることが求められています。

### **生産年齢人口**

生産活動の中心にいる人口層のことで、15～64歳の人口が該当します。

### **成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないために、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）に関する契約などの法律行為を自分で行う事が困難な方を保護、支援する制度です。

### **措置**

社会福祉事業における福祉に関する措置制度のことで、措置権者(行政)がその公的責任において、ニーズの判定、サービス提供内容、費用負担等を決定して、社会福祉サービスの利用者に給付する行為(行政処分)を指しています。介護保険制度では、原則として、サービス利用者(被保険者)とサービス事業者の関係は契約に基づくこととなりますが、一部に要介護認定の申請・契約利用等が困難な方などに対する行政機関による措置の方法が残されています。

## た行

### 第1号被保険者

介護保険加入者の65歳以上の方です。介護が必要となった原因にかかわらず、保険給付が受けられます。

### 第2号被保険者

住所地のある市町村の40歳から64歳までで、医療保険に加入している方です。特定疾病により支援や介護が必要な状態になったとき、介護保険の給付が受けられます。

### 地域ケア会議

地域包括ケアシステム構築するために開催する、保健・福祉・医療・介護・地域等の関係機関、多職種で開催する会議で、個別ケア会議、地区別ケア会議、事業所ケア会議、代表者ケア会議で構成する会議です。

### 地域支援事業

地域の虚弱高齢者や要介護者の家族などを対象に地域包括支援センターが中心となって実施する事業です。介護予防サービスのほかに、高齢者の虐待防止や権利擁護などの相談事業、介護にあたる家族の支援などを行います。

### 地域包括支援センター

①介護予防マネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメントを担い、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、市町村などが設置します。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

### 地域包括ケア「見える化」システム

介護保険事業計画等の策定を支援するための国の情報システムです。

### 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、原則市町村で定められた日常生活圏域内でのみ受けられるサービスです。このサービスは市町村(保険者)が事業者指定を行い、原則として、当該市町村の被保険者のみが介護保険給付の対象となります。

### 調整交付金

第1号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合や、所得段階別第1号被保険者の分布状況を全国と比較し、市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するため、交付されるものです。

### 特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度額認定証の交付）

施設に入所した場合の食費・居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得の低い方は過重な負担にならないよう所得に応じた負担をいただき、居住費・食費（滞在費）の基準費用額から利用者の負担限度額を差し引いた費用が介護保険で給付されます。利用には毎年の申請が必要になります。

## な行

### 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

### 認知症

加齢、脳血管疾患など後天的な脳の器質的障がいが原因で、一度獲得された知能が進行的に低下する状態をいいます。

### 認知症ケアパス

認知症の状況に応じ適切な医療や介護サービスなどの提供の流れをいいます。

### 認知症高齢者グループホーム

認知症のお年寄りが家庭的な雰囲気の中で少人数で共同生活を送ることにより、認知症の症状の進行を緩和させ、よりよい日常生活を送ることができるよう支援する介護サービスです。

### 認知症高齢者日常生活自立度

高齢者の認知度の程度を加味して、どの程度自立して生活ができるかを表す指標。介護認定の際の調査票及び主治医意見書の記載項目のひとつとなっています。

### 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、自分ができる範囲で、認知症のかたや家族を地域で温かく見守っている応援者です。企業や地域の役割など、仕事や活動の中で見守り等を行う職域のサポーターも重要になってきています。

### 認知症地域支援推進員

全国の市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を行う人です。

## は行

### フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことです。

## 保険者機能強化推進交付金等

保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金があり、高齢者の自立支援・重度化防止につながる取り組みや介護予防・健康づくり等に資する取り組みを積極的に行った都道府県・市町村を評価し、その評価に基づいて自治体に支給される交付金のことです。

## や行

### 有料老人ホーム

生活サービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉法第 29 条に規定された高齢者向けの生活施設です。施設により、年齢や要介護度※等の入所要件が異なります。

「介護付き有料老人ホーム」は、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設に入所し、施設内で生活介助やアクティビティを受けて生活するものです。

「住宅型有料老人ホーム」は、施設内で日常生活の介助を受けながら外部の介護サービスを利用し生活するものです。

### 要介護度

介護サービスの利用を希望する方が、介護保険の対象となるかどうか、またどのくらいの介護を必要とするかを介護保険認定審査会が公平に判定した程度です。「要支援 1」、「要支援 2」、「要介護 1」、「要介護 2」、「要介護 3」、「要介護 4」、「要介護 5」の 7 段階です。

### 要介護認定者

介護保険制度によるサービスを受けるため、調査の結果と主治医の意見書を合わせて、医療や保健・福祉の専門家が構成する「介護認定審査会」において、「要支援」または「要介護」の状態であることの認定を受けた方をいいます。

### 養護者

高齢者虐待防止法での養護者とは、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人などをいいます。

### 養護老人ホーム

65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な方を、町が措置する老人福祉施設です。

## ら行

### 理学療法士

PT とも言い、身体に障がいのある方に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより基本動作能力を回復させることを認められた医学的リハビリテーション技術者です。

### ロコモティブシンドローム

運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のことです。

**白鷹町第 10 次高齢者保健福祉計画  
第 9 期介護保険事業計画**

令和 6 年度～8 年度

発行日 令和 6 年 3 月  
発 行 白鷹町（事務局 健康福祉課）

〒992-0831  
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 4 8 8  
TEL:0238-86-0213